

議会改革に関する特別委員会会議記録（概要）

令和4年3月10日（木）

開 会（午後1時30分）

【議 事】

○議会基本条例の一部改正（案）について

島田委員長

まずは2月5日に議会基本条例の一部改正（案）に係る市民説明会を開催し、8名の方にご参加いただきました。参加者からの質問もありましたが、詳しくは事前に配信しました報告書をご確認いただきたいと思います。

続きまして、1月26日から2月15日までの3週間、パブリックコメントを実施し、合計3件のご意見をいただきました。そのご意見に対する所沢市議会の考え方の案を正副委員長で作成し、こちらも事前に委員のみなさんに配信しております。この考え方案につきまして、修正等のご意見はございますか。

石本委員

回答については正副委員長のご苦勞がしのばれるものと思いますが、その後何か意見が来たら議長宛になるので、まずは議長が受けるということになるのか。

島田委員長

委員会としては今回、お返ししたとなります。

矢作委員

質問だが、今回の回答案が本日は承されたらこれから公表されるのか。

島田委員長

そうです。

他にご意見がないようでしたら、ご確認いただきました議会基本条例の一部改正（案）へのご意見に対する市議会の考え方（案）のとおりとしてよろしいでしょうか。

（委員了承）

荻野委員

これで委員会の確認が取れたので議長決裁になると思うが、回答にも全議員で共有するとあるので、全議員にデスクネットで配信するのがよいと思う。

島田委員長

全議員に配信します。

次に、議会基本条例の一部改正に伴いまして、「趣旨及び解釈の改訂」も行う必要がありますことから、趣旨及び解釈も正副委員長で改訂案を作成し、事前に配信しております。追記・修正した箇所ごとに順に確認してまいります。

最初に前文になります。朱書き部分を追加しており、「なお、「政務調査費」は平成24年の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という）改正に伴い、「政務活動費」に改正されました。また、「政治倫理規程」

は平成23年12月に「所沢市議会議員政治倫理条例」として条例化されています。」と付け加えています。何かご意見はありますか。

(意見なし)

次に第3条第4号の「市民の多様性を尊重し」という部分に係りますが「市民の多様性を尊重し、市民に分かりやすい議会運営を行うよう努めることを定めています。ここでいう「多様性」とは、SDGs（2015年に国連で採択された世界の指針「持続可能な開発目標」）の根底にある「誰一人取り残さない」という理念を踏まえたものです。」としております。何かご意見はありますか。

(意見なし)

次に第6条（議長及び副議長志願者の所信表明）は新規条文になり、解釈として「議長及び副議長は、法第103条第1項に基づき、選挙により選出されますが、当該選挙には公職選挙法の規定に基づく立候補の手続きが準用されておりません。しかしながら、透明性、公開性を高め、市民に分かりやすいものにするため、それぞれの職の志願者に対して所信を表明する機会を設けることを定めています。」としております。何かご意見はありますか。

(意見なし)

次に第8条（会議録等の公開）第1項「法第123条第1項に基づき、議長が本会議の議事等の会議録を作成及び保管することを定めています。」、第2項「所沢市議会委員会条例（平成3年6月24日条例第18号）第30条のと

おり、委員長により作成された委員会の議事等の記録は議長が保管することを定めています。」、第3項「議会の透明性を高め、市民が会議の正確な状況を知る機会を確保するため、本会議の会議録及び委員会の記録の写しの閲覧、インターネットの利用等により市民へ公開することについて定めるものです。」というものですが、こちらについてご意見はありますか。

(意見なし)

次に第11条(議会モニター制度)「議会の活動及び運営に関し、市民から広く継続的に聴取した意見を議会活動に反映させるため、議会モニター制度を設置できる旨を定めるものです。なお、議会モニター制度とは別の制度となりますが、類似する取り組みの一つとして、所沢市議会では、早稲田大学人間科学学術院との間で締結したインターンシッププログラムに関する覚書に基づき、平成29年度から学生インターンの受け入れを行っています。」こちらはいかかですか。

(意見なし)

次に第12条第1号「議員が市長等に対する議案質疑及び一般質問を行う際は、広く市政の課題に関する論点や争点を明確にするよう努めることを定めています。なお、質疑及び質問は一問一答方式のほか、質疑については回数制限方式、質問については一括方式又は初回一括方式により行うことができるとされています。「質疑」とは議案等に対して議員が疑問点を問いただすことを指し、「質問」は、議員が市政全般に関して、行政側に現状や見通しを聞くことです。」こちらはいかがですか。

矢作委員

内容はよいと思うが、文言で気になるところが二つあり、一つ目は「質疑については回数制限方式、質問については一括方式又は初回一括方式により行うことができるとされています。」とあるが「できるとしています。」のほうがよいと思う。次に最後の部分で「現状や見通しを聞くことです。」とあるが「見通し等」にしてもよいと思う。

「されています。」だと私たちが決めているのに、誰かが決めているようなので「しています。」がよいと思った。

島田委員長

今の部分ですが「質疑については回数制限方式、質問については一括方式又は初回一括方式により行うことができるとしています。」と「現状や見通し等を聞くことです。」とすることによろしいですか。

(委員了承)

続きまして第25条第2項「平成23年5月から設置され、議会と市民との間の広聴広報の充実を図り、開かれた議会を目指すための組織として極めて重要な機能を担っている広聴広報委員会を議会基本条例のみに根拠を持つ、『委員会』という名称の機関として位置付けるものです。」とありますが、こちらはいかがですか。

川辺委員

わが会派で第25条第2項について意見が出まして、趣旨及び解釈の4行目「議会基本条例のみに根拠を持つ、」の部分に対して、表現の仕方を

検討してみてもということで、案を考えてきたので提示させていただく。

3行目、「広聴広報委員会を地方自治法の規定にはないが、あえて議会基本条例に『委員会』として位置付けるものである。」という形で提案する。

この提案は、正副委員長案が1月17日の政策研究審議会答申内容の文言をそのまま引用されていて、それでもよいとも思われるが、「議会基本条例のみに根拠を持つ、」を言い換えれば、地方自治法に定められた常任委員会、特別委員会、議会運営委員会などと違い、広聴広報委員会は法定されていない委員会であるということで、わが会派の案として地方自治法と入れたのは、ストレートに地方自治法に規定されていないことを表現した方がわかりやすいのではないかとということである。

それから「あえて議会基本条例に『委員会』として位置付けるものである。」の「あえて」という言葉の中に所沢市議会は、広聴広報に関してある意味、積極的に取り組んでいることを表現できると思い、提案した。

石本委員

川辺委員の案でよいと思う。最近の広聴広報委員会は、欠席も軽くできる雰囲気が漂っているので、「あえて」と強めに表現するほうがよい。地方自治法に定めはないけれど、あえて条例に定めた委員会である。

矢作委員

よいと思うが、文章が長くなるので、「広聴広報委員会は」を先に主語とし、「重要な機能を担っています。」として区切ってはどうか。

荻野委員

矢作委員のご指摘のとおり、前置きが長いので、分けるのはよいが、川辺委員のご提案であると、「『委員会』として」ということだが、元々、答申では「『委員会』という名称の機関」ということなので、少し意味合いが違う。地方自治法には、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会が法定の委員会として定められ、所沢市議会委員会条例でも委員会の持つ意味合いが違うので、「『委員会』として」と書かないほうがよい。あくまでも「『委員会』という名称の機関」である。

矢作委員

合体してしまっってはどうか。

石本委員

「地方自治法の規定にはないが、あえて議会基本条例にのみ根拠を持つ『委員会』という名称の機関」ということでよいか。

荻野委員

「『委員会』という名称の機関」とすることで、法定ではないという意味合いが出るので、「あえて」と書かなくてよい。

島田委員長

一旦、「機能を担っています。」で区切ってよいでしょうか。

(委員了承)

荻野委員

せっかく答申をいただいているので、それは尊重したほうがよいと考え

る。

矢作委員

2つめの文章は、「広聴広報委員会は地方自治法の規定にはないが、議会基本条例のみに根拠を持つ、『委員会』という名称の機関として位置付けるものです。」ということか。

島田委員長

せっかく川辺委員からご提案がありましたので、第25条第2項の趣旨及び解釈は、「広聴広報委員会は平成23年5月から設置され、議会と市民との間の広聴広報の充実を図り、開かれた議会を目指すための組織として極めて重要な機能を担っています。地方自治法に規定はありませんが、広聴広報委員会を議会基本条例のみに根拠を持つ『委員会』という名称の機関として位置付けるものです。」としてよろしいでしょうか。

(委員了承)

島田委員長

第28条の趣旨及び解釈(案)は、「議会活動を円滑かつ効率的に行うため、多様な情報通信技術を積極的に活用することについて定めています。」としていますが、こちらについていかがでしょうか。このままでよろしいでしょうか。

(委員了承)

島田委員長

第32条第1項から第3項までの趣旨及び解釈(案)につきましては、

いかがでしょうか。

矢作委員

「議事堂」のことは書いておいたほうがよいのか。

石本委員

市民説明会でも「議事堂」について質問が出ていた。

島田委員長

ですので、あえて説明させていただくものです。それでは、第32条の趣旨及び解釈は案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(委員了承)

島田委員長

以上のとおり、趣旨及び解釈の改訂案とすることとしてよろしいでしょうか。

(委員了承)

島田委員長

「趣旨及び解釈」の改訂案につきましては以上のとおりとし、修正意見を反映させた「趣旨及び解釈」の改訂案は、後日、委員のみなさんに配信することとします。

最後に、これまでご協議いただきました議会基本条例の改定につきましては、委員のみなさんに配信しました案をもって、委員会提出議案とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

島田委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

また、今定例会におきまして、特別委員会の委員長報告を行った上で、委員会提出議案を提出することよろしいでしょうか。

(委員了承)

島田委員長

つきましては、速やかに議長にこれまでの審査結果の報告及び委員会提出議案の提出を行う旨の申し入れを行います。

○その他

島田委員長

その他について、何かございますか。

矢作委員

議会モニター制度のことについて、市民説明会やパブリックコメントでも出てきていて、中身については検討してこなかったが、これは議会運営委員会に申し送っていくなど、どのように取り組んでいくことになるか。

島田委員長

今回、お示しさせていただいているとおり、「できる規定」という形になりますので、今後、ご意見等があれば議会運営委員会で発議していただいて、テーブルに乗ってくるかと思いますが、あくまで当委員会では、「できます。」ということ盛り込んだというところまでになります。

石本委員

早稲田大学のインターンシップ制度の解釈を入れることについてもご意見が出たが、例えば、毎回インターンシップの学生が傍聴の申請書を記入していますが、そのようなこともこれまでは根拠がなかったが、議会基本条例の解釈に文言を入れたので、今後、議会運営委員会などでご議論いただければよい。

島田委員長

ここでお諮りいたします。以上をもちまして、本特別委員会における議会改革に関する協議事項、議会BCP策定、ハラスメントに係る規定整備、基本条例の改正につきまして、全ての審査を終結することにご異議ありませんか。

(異議なし)

島田委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

以上をもちまして、議会改革に関する特別委員会を閉会いたします。長期間、お疲れ様でした。

閉 会 (午後2時6分)